

## 登録係よりお知らせ

### 平成31年(2019年)度からの全柔連登録の変更点

2018年12月に全柔連公認資格の各規程および全柔連登録規程が改正されました。これに伴い、登録事務にいくつかの変更点があります。

個人登録				資格登録						
学校顧問特例資格 (実技を行わない指導者)	全柔連登録費(0円)			保険加入 対象外		A・B・C・準 (一般)		全柔連登録費(1,000円)	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費
学校顧問特例資格 (実技を伴う指導者)	全柔連登録費(0円)					A・B・C・準 (学生)		在学者(高校・大学・専門学校等)は免除 <sup>※3</sup>		
役員等	全柔連登録費 (2,600円)	各都道府県 個人登録費	各支部・ 地区 個人登録費	障害補償・ 見舞金保険料 (600円)	顧問審判員		初年度のみ 全柔連登録費(20,000円)	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費	
社会人	全柔連登録費 (1,600円)				Sライセンス		全柔連登録費(3,000円)			
大学生 専門学校生・大学院生を含む	全柔連登録費 (1,300円)				Aライセンス		全柔連登録費(2,500円)			
高校生 高専生を含む	全柔連登録費 (1,000円)				Bライセンス		全柔連登録費(1,500円)			
中学生	全柔連登録費 (800円)				Cライセンス		全柔連登録費(1,000円)			
小学生	全柔連登録費 (500円)				Cライセンス (学生)		在学者(高校・大学・専門学校等)は免除 <sup>※3</sup>			
未就学児	全柔連登録費 (0円)			形審査員 (投固極柔護五古)		全柔連登録費(1,000円)	各都道府県 資格登録費	各支部・地区 資格登録費		

## 1 | 指導者の登録について

規程改正に伴い、個人登録の「指導者」区分が廃止となりました。昨年度まで、指導員資格を保持する方は、「指導者」区分で個人登録することで、個人登録費に指導員資格登録費も含むとしていましたが、今年度より個人登録費に加えて資格登録費が別途必要になります。

指導員資格を保持している場合は、「役員等」「社会人」「大学生」いずれかの区分で個人登録した上で、資格登録を追加します。この変更に伴い、これまで「役員」と当該年齢の競技者しか所属できなかった【少年】【中学】種別のチームを含め、全ての種別のチームに「社会人」が所属できるようになりました。

これまで「指導者」区分で登録していた方が、どの個人区分で登録すべきかは、都道府県によって「役員等」「社会人」の区分定義が異なりますので、ご自身の活動状況およびご所属される都道府県柔道連盟/協会の規程に従ってください。

## 2 | 学校顧問の全柔連登録について

すべてのチーム・団体において、団体要件指導者<sup>※1</sup>の全柔連登録が必要となります。

これまで特例としていた「学校顧問特例資格」であっても全柔連登録が必要となりました。

<sup>※1</sup> 指導員資格保持者または学校顧問特例資格者がいなければ、全柔連登録団体としての要件を満たしません

「学校顧問特例資格」は柔道の指導経験が乏しく指導員資格取得が困難な学校教員を対象とした、救済処置<sup>※2</sup>としての登録区分です。すでに指導員資格を保持している場合や、資格取得が可能な段位・指導経験がある場合には該当しませんのでご注意ください。

「学校顧問特例資格」には実技・非実技の2種がありますが、これは障害補償見舞金保険への加入有無の違いです。生徒と一緒に練習するなど実技を伴う場合は保険への加入が求められます。

<sup>※2</sup> 顧問が指導員資格を有しない部活動チームが全柔連に団体登録ができなかったり、引率者不在で大会への参加申し込みができなくなるケースを救済することを目的としており、指導員資格を有する者のように大会時のコーチボックスに入れるわけではありません。

## 3 | 在学者の資格登録費の無償化について

在学中<sup>※3</sup>の方については、各全柔連公認資格登録費が無料となります。18歳以上であれば、年齢による上限はありません。オンライン登録システムによる資格登録の際に学生向けの資格区分を選択してください。

<sup>※3</sup> 学校教育法に定められた学校および専修学校(=高校、高専、専修学校、短大、大学、大学院)に在籍する者。

### 審判資格・指導者資格の申請・承認について

オンライン登録システムのチームまたは個人マイページ内【ライセンス等登録】メニューより、資格・ライセンスの申請を行ってください。資格・ライセンスの申請は、資格・ライセンス保持者データと一致する場合は、システムが自動で承認する仕組みになっています。資格・ライセンス保持者データと一致しない場合は、「**保持者データと一致しません**」と表示されます。

### 全柔連が管理する資格の場合:すべての指導員、顧問審判員・S・Aライセンス審判員

前年度の資格・ライセンス登録者に、新規の資格・ライセンス認定者を追加し、有効期間(任期)満了者を削除したリストを「保持者データ」として全柔連があらかじめシステムに反映しています。保持者データと一致すれば、申請は自動で承認されますが、**指導員資格については保持者データにない場合は申請ができません**。審判員資格(顧問・S・A)は申請は可能ですが、資格保持状態を確認した上で全柔連・審判管理担当者が承認します。

2018年度 保持者データ	保持者データに記録済			都度、追加 <sup>※4</sup>
	2018年度末 有効期間(任期)満了者	2019年度以降 も有効期間(任期) がある人	前年(2017)度 に資格認定	当年(2018)度 中に資格認定

2019年度 保持者データ	削除	保持者データに記録済			都度、追加 <sup>※4</sup>
	更新講習未受講	更新講習受講済	2019年度以降も有効期間(任期)がある人		当年(2019)度 中に資格認定
	有効期間(任期) 満了のため 資格無効	2022年迄 有効期間 (任期)更新 <sup>※5</sup>	前年度登録完了 資格継続	前年度未登録 資格無効 <sup>※6</sup>	

<sup>※4</sup> 年度中の資格・ライセンス認定者は、認定した都道府県柔道連盟/協会から全柔連へ認定者リストが提出され次第、保持者データに追加します。  
<sup>※5</sup> 更新講習を受講したにも関わらず有効期間(任期)が更新されていない場合は、更新者リストが都道府県柔道連盟/協会から全柔連へ提出されていない場合が考えられます。都道府県柔道連盟/協会にご確認ください。  
<sup>※6</sup> 前年度に資格登録を行っておらず、資格の再有効化を希望する場合は、指導員資格については全柔連・普及振興課へ審判員資格(顧問、S・Aのみ)については全柔連・大会事業課(03-3818-4392)へ、ご連絡ください。

### 各都道府県連盟/協会が管理する資格の場合:B・Cライセンス審判員

B・Cライセンス審判員については各都道府県連盟/協会が資格認定を行うため、全柔連ではシステム反映していません。前年度に新規で認定された場合、「**保持者データと一致しません**」と表示される場合がありますが、**申請は可能です**。申請に対して、資格保持状況を確認した上で各都道府県連盟/協会が承認を行いますので、承認まで数日を要する場合があります。(承認状況の問い合わせは申請先の各都道府県連盟/協会へ)

### 学生資格の場合:A・B・C・準指導員(学生)、Cライセンス審判員(学生)

資格・ライセンス保持者リストは、前年度の登録情報および資格・ライセンス取得時の情報を元に作成されています。学生資格は今年度から導入されたため、申請を行うと「**保持者データと一致しません**」と表示されますが、**申請は可能です**。申請に対して、学生資格の対象者かどうかを確認した上で各都道府県連盟/協会が承認を行いますので、承認まで数日を要する場合があります。(承認状況の問い合わせは申請先の各都道府県連盟/協会へ)

## お問い合わせ先について

指導員資格については 全柔連・普及振興課 **03-3818-4199** (平日 10-12時 / 13-17時) へ  
 会員登録システムの操作方法についてのお問い合わせはヘルプデスクをご利用ください。7月末まで開設しています。  
 電話 **06-4400-5245** (平日 10-13時 / 14-17時 5月末まで水曜のみ 20時まで受付)  
 夜間・休日のお問い合わせはお問い合わせフォームをご活用ください。メールにて回答返信を差し上げます。  
 全柔連オンライン会員登録システム [\[judo-member.jp\]](http://judo-member.jp) に掲出の「ガイド」も併せてご参照ください。